

犯罪被害者等相談支援窓口における 性暴力犯罪被害者支援について

中野区健康福祉部福祉推進分野
犯罪被害者等相談支援窓口

犯罪被害者等基本法

- ◆ 犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し……



- ◆ 国の責務
- ◆ 地方公共団体の責務
- ◆ 国民の責務



地域でのネットワーク

- ◆ 市区町村
- ◆ 警察・検察などの司法関係
- ◆ 民間支援団体
- ◆ 当事者団体
- ◆ 医療機関
- ◆ 法テラス
- ◆ 町会
- ◆ 民生児童委員など



自治体での支援

- ◆ その時々直に直面する困難の解決
 - ◆ 相談・情報提供・付き添い支援など
- ◆ 中長期的な支援
 - ◆ 生活全般の調整について
 - ◆ 精神的な後遺症
 - ◆ 家族の調整

中野区の支援の枠組み

- ◆ 相談支援事業（中野区犯罪被害者支援要綱等）
 - ◆ 相談・情報提供・助言・紹介
 - ◆ 適切な保健医療サービス、福祉サービスについての情報提供
 - ◆ 被害に関する手続き、付き添い支援
 - ◆ 緊急生活サポート事業（社会福祉協議会への家事、育児支援の委託事業、23年度～）
 - ◆ 教育、啓発
 - ◆ 専門知識を得るための情報収集・整理活用

- ◆ 相談体制
 - ◆ 専門相談支援員（専任非常勤：14日/月）
 - ◆ 精神保健福祉士・社会福祉士
 - ◆ 常勤保健師（係兼務）
 - ◆ 精神保健福祉士
- ◆ 窓口設置の経緯
 - ◆ 平成18年の一般質問 庁内検討会
 - ◆ 平成20年4月設置

相談

- ◆ 面接・電話
- ◆ 訪問
- ◆ メール

- ◆ 事情聴取ではないので、ゆっくりお気持ちを伺い、ご本人とともに今後の計画を立てる

情報提供

- ◆ 保健医療サービス
 - ◆ 精神科
 - ◆ カウンセリング
 - ◆ 性暴力被害
 - ◆ 保健所
- ◆ 福祉サービスなど
 - ◆ 法律事務所
 - ◆ 社会福祉協議会



付き添い支援

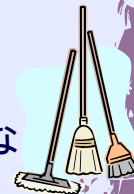
- ◆ 病院
 - ◆ 警察署
 - ◆ 検察
 - ◆ 裁判所
-
- ◆ 初めての所はとても不安
 - ◆ 分からない日本語もたくさん



緊急生活サポート事業

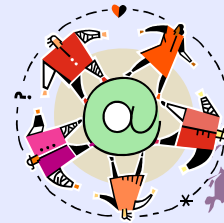
(中野区犯罪被害者等緊急生活サポート事業実施要綱)

- ◆ 支援の対象
 - ◆ 区内にお住まいの方
 - ◆ 事件発生から3ヶ月以内の犯罪被害者等
- ◆ 支援の内容
 - ◆ 家事(買い物、調理、掃除など)
 - ◆ 外出(同居家族の通院介助など)
 - ◆ 育児(ご自宅での見守り、保育園送迎な



顔の見える関係作り

- ◆ 庁内
 - ◆ DV相談センター、子ども家庭支援センター、福祉事務所、保健所、子育て支援センター、保健所、教育委員会など
- ◆ 庁外
 - ◆ 内閣府、警察、検察、医師会、社会福祉協議会、法律事務所、精神科、産婦人科、方ウンセリングなど
- ◆ 連携作り
 - ◆ 自治体連絡会
 - ◆ 各種勉強会



性暴力被害の勉強会

- ◆ 日本産婦人科医会
- ◆ (N)女性の安全と健康のための支援教育センター
- ◆ 思春期外来
- ◆ 強姦救援センター
- ◆ (N)クローバーキッズなど

- ◆ 韓国のワンストップセンターなどを参考に何かできないかなど考えている

お話し会

- ◆ 犯罪被害者等基本法第20条
 - ◆ 国民の理解を得るための活動が求められている
 - ◆ 職員向け研修
 - ◆ 区民向け講演会
 - ◆ 区立小中学校でのお話し会

- ◆ 住み慣れた地域で住み続けたい！
- ◆ 自分のように苦しむ人はこれで終わりにして欲しい！という気持ちをしっかり伺う場

職員研修

- ◆ 平成20年度
 - ◆ 被害者支援都民センター自助グループメンバー
 - ◆ 被害者支援都民センター事務局長
- ◆ 平成21年度
 - ◆ 被害者支援都民センター自助グループメンバー
 - ◆ 犯罪被害相談員
- ◆ 平成22年度
 - ◆ 『性犯罪被害にあうということ』著者
- ◆ 平成23年度
 - ◆ 少年犯罪被害ご遺族

- ◆ NEWSの発行：不定期で職員への新着情報として提供



区民向け講演会

- ◆ 平成20年度
 - ◆ 少年犯罪被害当事者の会メンバー
- ◆ 平成21年度（東京都との共催によるシンポジウム）
 - ◆ あすの会メンバー
 - ◆ フリーライター藤井 誠二氏
- ◆ 平成22年度
 - ◆ 傷害事件当事者、東京保護観察所、区内警察署、保護司によるパネルディスカッション
- ◆ 平成23年度（緊急生活サポート事業）
 - ◆ あすの会幹事
 - ◆ 内閣府犯罪被害者等施策推進室
 - ◆ 中野区社会福祉協議会



公立小中学校でのお話会

- ◆ 平成20年度 都教育委員会人権教育推進校
 - ◆ 中学校ー都民センター自助グループ
 - ◆ 小学校ー交通遺児育英会大学生
- ◆ 平成21、22年度文部科学省人権教育推進指定地区
 - ◆ 中学校ー都民センター自助グループ、(N)レジリエンス、あすの会
 - ◆ 小学校ー交通遺児育英会大学生「生命のメッセージ展」都民センター自助グループ



- ◆ 平成23年度

- ◆ 中学校12校中

- ◆ レジリエンスの講演 - 9校
 - ◆ 教育委員である産婦人科医の講演 - 1校
 - ◆ 助産師の講演 - 2校



学校でのお話会の意味

- ◆ “殺す”ゲームをしたことある子？クラスの4分の3の子が手を挙げる
- ◆ 被害に遭うという苦しみを知ることによって加害者にはならない選択をして欲しい
- ◆ 被害者にはどんな支えが必要かわかって欲しい
- ◆ 被害に遭っても、それで終わりではないとわかって欲しい

今後必要な取り組み

- ◆ 全国共通ダイヤルのコールセンター
- ◆ ワンストップセンター（SARTなどを参考に）の設置
- ◆ 性暴力の急性期医療を担う医療機関を増やすこと（SANEの活用）
- ◆ PTSDの診断治療ができる医師を増やす
- ◆ 司法の見直しも
- ◆ 一般の方への啓発（緊急避妊ピルなど）

きめ細やかな支援

- ◆ 悲嘆や混乱のさなかにある被害者
- ◆ しっかりお話を受け止めること
- ◆ 共に考え、解決への努力を惜しまないこと



- ◆ 失われた社会への安心感、信頼感を取り戻すことに繋がる
- ◆ 将来的には精神状態の悪化を防ぎ、労働力の低下や医療費の増加を抑える

